

てんかんコーディネーター養成研 修会 利用できる社会資源や制度に ついて

国立精神・神経医療研究センター病院
医療連携福祉部 医療連携福祉相談室
社会福祉士／精神保健福祉士 澤 恭弘

はじめに

- くらしや経済的な問題をサポートする資源や制度をご案内します。
- 多くの資源や制度があるため、主なものを挙げています。
- あくまで「制度などのご紹介」のため、ご本人が利用対象となるかどうかは主治医や住所地の市区町村担当部署などにご確認ください。

「医療」に関する制度

- 大きく分けて「国が提供している制度」と「各自治体が提供している制度」の2つになります。
- 利用する場合に条件（特に所得制限）が設けられていることがあります。
- 入院時に利用できるものと、外来通院時に利用できるものがあります。

「医療」に関する制度②

1. 高額療養費制度 【国制度】

- 内容；

医療機関等の窓口での支払いが高額となった場合に、あとから申請することで自己負担限度額を超えた額が払い戻される制度です。

「限度額適用認定証」を保険証と併せて医療機関等の窓口（※1）に提示すると、1ヶ月（1日から月末まで）の窓口での支払いが自己負担限度額まで（※2）となります。

- 申請先；保険証発行元

※1 保険医療機関（入院・外来別）、保険薬局等それぞれでの取扱いとなります。

※2 同月に入院や外来など複数受診がある場合は、高額療養費の申請が必要となる場合があります。保険外負担分（差額ベッド代など）や、入院時の食事負担額等は対象となりませんのでご注意ください。

「医療」に関する制度③

2. 自立支援医療（精神通院医療）【国制度】

- 対象；「てんかん」と診断された人
 - 内容；指定された医療機関（原則1カ所）の外来受診において、医療費が原則1割負担（診察、検査、薬などの医療費が対象）
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

3. 小児慢性特定疾患医療費助成制度【国制度】

- 対象；18歳未満で、症状が認定基準を満たす方。West症候群（點頭てんかん）、重症乳児ミオクロニーてんかん、レノックス・ガストウ症候群など。
- 内容；医療費自己負担上限額を設定。入院時食事療養費標準負担額の1/2を助成。
- 申請先；住所地を管轄する保健所、保健センター等

「医療」に関する制度④

4. 乳幼児医療費助成制度（マル乳）【各自治体制度】

- 対象；乳幼児（対象年齢は自治体により異なります。また対象外の場合もありますので確認が必要です）
- 内容；医療費自己負担分の一部、または全部を助成
⇒所得の制限を受ける場合があります
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

「医療」に関する制度⑤

5. 重度心身障害者医療費助成制度 【各自治体制度】

- 対象；療育手帳、身体障害者手帳、精神保健福祉手帳または各手帳と同程度の障害を有し、知事の承認を受け、市町村が認定した場合（手帳の等級については自治体により異なります。また対象外の場合もありますので確認が必要です）
- 内容；医療費自己負担分の一部、または全部を助成
⇒所得の制限を受ける場合があります
⇒更生医療、育成医療など他の公費助成が利用できる場合はそちらを優先して利用します
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

「くらし」に関する制度

1. 各種障がい者手帳

- 対象；一定程度の障害状態にある人（初診日から6ヶ月以上経過後、申請ができます）。
- 内容；一定の障害状態にあることを証明。福祉サービスの利用や各種税金の控除や減免、交通運賃や公共料金の割引、自治体が独自に定めた各種サービスの適応。
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

「くらし」に関する制度①-2

1. とくに、精神障害者保健福祉手帳について

- てんかんの認定基準
- 1級：ハ、ニの発作が月に1回以上
- 2級：イ、口の発作が月に1回以上
ハ、ニの発作が年に2回以上
- 3級：イ、口の発作が月に1回未満
ハ、ニの発作が年に2回未満

※各発作について

- イ；意識消失はないが、随意運動が失われる発作
- 口；意識を失い、行為が途絶するが、倒れない発作
- ハ；意識障害の有無を問わず、転倒する発作
- ニ；意識障害を呈し、状況にそぐわない行為を示す発作

「くらし」に関する制度②

2. 障害（基礎）年金 【国制度】

- 対象；一定程度の障害状態にある人。20歳前に初診日がある方も状態に応じて申請が可能です。
- 内容；等級ごとに支給額が異なります（発作の種類や頻度によっては非該当になる場合もあります）。
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

「くらし」に関する制度③

3. 特別児童扶養手当 【国制度】

- 対象；20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護、養育している父母等。
※めやすとして身体障害者手帳1級～3級程度。療育手帳（知的障害）1度～3度程度。または同程度の疾病、身体または精神の障害がある方。
- 内容；1級 月額52,500円、2級 月額34,970円を支給
⇒令和2年4月現在。4月、8月、12月にそれぞれの前月分までを支給しますが、**所得制限があります。**
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

「くらし」に関する制度④

4. 障害児福祉手当 【国制度】

- 対象；20歳未満で精神または身体に重度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする状態にある在宅の方。
- 内容；月額14,880円（令和2年4月現在）
⇒2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までを支給しますが、**所得制限があります。**
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

「くらし」に関する制度④

5. 特別障害者手当 【国制度】

- 対象；20歳以上で精神または身体に著しく重度の障害を有し、日常生活において常時の特別の介護を必要とする状態にある在宅の方。
- 内容；月額27,350円（令和2年4月現在）
⇒2月、5月、8月、11月にそれぞれの前月分までを支給しますが、所得制限があります。
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

「くらし」に関する制度⑤

6. 日常生活用具等給付事業 【各自治体】

- 対象；日常生活用具を必要とする障害者、障害児、難病患者等
- 内容；6種目（頭部保護帽など生活用具の給付など）
⇒市町村による給付決定があります。原則1割負担ですが、世帯の所得に応じて上限月額が異なります。事前申請が必要です。
- 申請先；住所地を管轄する市町村窓口

運転免許の取得、更新について

- 「改正道路交通法」と「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（自動車運転死傷処罰法）」⇒2014年施行
 - 持病で「てんかん」を持つ人の運転免許取得に一定の条件が定められました。
 - ①主治医や警察の運転適性相談窓口にご相談しましょう
 - ②改正前の不申告について、さかのぼって罰せられることはありません。
 - ③警察での相談内容が事業主などに伝わることはありません。
- ⇒くわしくは住所地を管轄する運転適性相談窓口（免許センター内に設置されていることが多い）へご相談ください。
- ※参考HP（てんかん協会）<https://www.jea-net.jp/epilepsy/drive>

ご清聴ありがとうございました。

参考文献

- 2019 社会福祉の手引き（東京都福祉保健局）
- 2020年度版 医療福祉総合ガイドブック（医学書院）
- てんかん協会ホームページ（<https://www.jea-net.jp/>）
- 厚生労働省ホームページ
（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougai Shahukushi/index.html）